

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年7月3日
【会社名】	株式会社フコク
【英訳名】	Fukoku Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 河本 太郎
【本店の所在の場所】	埼玉県上尾市菅谷三丁目105番地
【電話番号】	048(615)1700(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員コーポレート本部長 齋藤 祐二
【最寄りの連絡場所】	埼玉県上尾市菅谷三丁目105番地
【電話番号】	048(615)1700(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員コーポレート本部長 齋藤 祐二
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2019年6月27日の第66回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2019年6月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金10円 総額165,629,610円

効力発生日

2019年6月28日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役として、河本太郎氏、小川隆氏、井上明彦氏、齋藤祐二氏、権純黙氏、大橋由宏氏、木村尚氏及び石川貴章氏の8名を選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、中島久道氏、瀬下明人氏及び樋口節夫氏の3名を選任するものであります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、梶原則子氏を選任するものであります。

第5号議案 退任取締役3名に対し退職慰労金贈呈並びに取締役（監査等委員である取締役を含む。）の退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

退任取締役である、河本次郎氏、猪原昭氏、町田省司氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈時期、贈呈方法は取締役会に一任するものであります。また取締役である、河本太郎氏、井上明彦氏、権純黙氏、大橋由宏氏、木村尚氏及び監査等委員である取締役中島久道氏、瀬下明人氏、樋口節夫氏に対し、本定時株主総会終結の時までの在任期間に対する労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を打ち切り支給するものであります。なお、支給の時期につきましては、各取締役（監査等委員である取締役を含む。）の退任時とし、その具体的な金額、方法等は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については取締役会に、監査等委員である取締役については監査役在任期間分を含めて監査等委員である取締役の協議に一任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	134,717	348	0	(注) 1	可決 98.89
第2号議案 取締役8名選任の件					
河本 太郎	119,773	15,294	0	(注) 2	可決 87.92
小川 隆	133,549	1,518	0		可決 98.03
井上 明彦	127,282	7,785	0		可決 93.43
齋藤 祐二	134,129	938	0		可決 98.46
権 純黙	132,767	2,300	0		可決 97.46
大橋 由宏	132,940	2,127	0		可決 97.58
木村 尚	132,933	2,134	0		可決 97.58
石川 貴章	134,161	906	0		可決 98.48
第3号議案 監査等委員である取締 役3名選任の件				(注) 2	
中島 久道	117,437	3,988	0	(注) 2	可決 95.79
瀬下 明人	118,074	14,409	0		可決 88.34
樋口 節夫	102,417	17,619	0		可決 84.49
第4号議案 補欠の監査等委員であ る取締役1名選任の件				(注) 1	
梶原 則子	129,026	6,039	0	(注) 1	可決 94.71
第5号議案 退任取締役3名に対し 退職慰労金贈呈並びに 取締役の退職慰労金制 度廃止に伴う打切り支 給の件	113,369	18,946	2,752	(注) 1	可決 83.22

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。